

■申請概要

内 容：長期優良住宅建築等計画〔新規・変更・承認〕認定申請
日 付：令和 年 月 日
申請者：
申請先： 土木事務所長
所要手数料額： 円 → ☐ 納付済証等は裏面貼付しました

■以下の確認（チェック）をお願いします

《共通》 認定に係る住宅の位置についてご確認ください。

- ☐ 市街化区域内、未線引き都市計画区域内又は都市計画区域外
☐ 市街化調整区域内 → ☐ 許可済 ・ ☐ 許可不要で土木事務所等と協議済

＜自然災害配慮基準について※1＞

- ・地すべり防止区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当※2）
・急傾斜地崩壊危険区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当※2）
・土砂災害特別警戒区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当※2）
・災害危険区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当※2）

※1 変更申請又は承認申請で自然災害配慮基準の各区域に該当する場合、当該住宅の当初認定申請日が令和4年2月19日以前の場合のみ申請できます。当初認定申請日等を記入ください。〔当初認定申請日 年 月 日〕

※2 自然災害配慮基準に関する取扱い（令和4年1月28日）第2条ただし書きの場合で、区域指定者によって区域解除が決定されている又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合のみチェックすること。なお、その場合は関係資料の添付が必要です。

《新規認定申請の場合》

- ☐ 事前審査なし〈戸建て住宅の場合：86,040円〉※1
☐ 事前審査あり【品確法第6条の2に規定する確認書又は住宅性能評価書※添付】〈戸建て住宅の場合：13,920円〉※1
☐ 技術的事前審査あり【設計住宅性能評価書添付】〈戸建て住宅の場合：20,340円〉※1

※1 建築基準関係規定の審査の申し出を行う場合は別途手数料が必要です。

※2 住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限りです。

〔確認事項〕

よくある添付漏れ、記入漏れ事項をご確認ください。（該当しない場合はチェック不要）

- ☐ 地区計画又は景観計画等に適合することが確認できる図書等の添付
☐ 設計図書に建築士である旨の表示及び記名

《変更又は承認認定申請の場合》

- ☐ 計画の変更（法第8条第1項申請）〈確認書等添付の戸建て住宅の場合：13,920円〉
☐ 譲受人の決定（法第9条第1項又は第3項申請）〈6,740円〉
☐ 地位の承継承認（法第10条申請）〈6,740円〉

連絡先（名刺可）

住 所：

氏 名：

TEL：

FAX：

※委任状等、他に記載がある場合は省略も可です。

所要手数料納付済証添付欄

※原本貼付が必要です※

■申請概要

内 容：長期優良住宅建築等計画〔新規・変更・承認〕認定申請
日 付：令和 年 月 日
申請者：
申請先： 土木事務所長
所要手数料額： 円 → ☐ 納付済証等は裏面貼付しました

■以下の確認（チェック）をお願いします

《共通》 認定に係る住宅の位置についてご確認ください。

- ☐ 市街化区域内、未線引き都市計画区域内又は都市計画区域外
☐ 市街化調整区域内 → ☐ 許可済 ・ ☐ 許可不要で土木事務所等と協議済

＜自然災害配慮基準について※¹＞

- ・地すべり防止区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当※²）
・急傾斜地崩壊危険区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当※²）
・土砂災害特別警戒区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当※²）
・災害危険区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当※²）

※¹ 変更申請又は承認申請で自然災害配慮基準の各区域に該当する場合、当該住宅の当初認定申請日が令和4年2月19日以前の場合のみ申請できます。当初認定申請日等を記入ください。〔当初認定申請日 年 月 日〕

※² 自然災害配慮基準に関する取扱い（令和4年1月28日）第2条ただし書きの場合で、区域指定者によって区域解除が決定されている又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合のみチェックすること。なお、その場合は関係資料の添付が必要です。

《新規認定申請の場合》

- ☐ 事前審査なし〈戸建て住宅の場合：127,900円〉※¹
☐ 事前審査あり【品確法第6条の2に規定する確認書】〈戸建て住宅の場合：20,340円〉※¹

※¹ 建築基準関係規定の審査の申し出を行う場合は別途手数料が必要です。

〔確認事項〕

よくある添付漏れ、記入漏れ事項をご確認ください。（該当しない場合はチェック不要）

- ☐ 地区計画又は景観計画等の届出書等の添付
☐ 建築士が行わなければならない設計内容
→ ☐ 設計図書に建築士である旨の表示、記名及び押印
☐ 設計内容説明書（建築基準法への適合について建築士の確認をうけたもの）の添付

《変更又は承認認定申請の場合》

- ☐ 計画の変更（法第8条第1項申請）〈確認書添付の戸建て住宅の場合：20,340円〉
☐ 譲受人の決定（法第9条第1項又は第3項申請）〈6,740円〉
☐ 地位の承継承認（法第10条申請）〈6,740円〉

連絡先（名刺可）

住 所：
氏 名：
T E L：
F A X：

※委任状等、他に記載がある場合は省略も可です。

所
要
手
数
料
納
付
済
証
添
付
欄

※原本貼付が必要です※

■申請概要

内 容：長期優良住宅維持保全計画〔新規・変更・承認〕認定申請
 日 付：令和 年 月 日
 申請者：
 申請先： 土木事務所長
 所要手数料額： 円 → ☐ 納付済証等は裏面貼付しました

■以下の確認（チェック及び記入）をお願いします

《共通》 認定に係る住宅の位置及び新築又は増改築^{※1}の時期について記入ください。

＜新築又は増改築の時期について＞

- ☐ 平成21年6月4日以降に新築した後、増改築していない
☐ 平成28年4月1日以降に増改築した
☐ 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増改築した

＜居住環境への配慮基準について^{※2}＞

- | | | | |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|
| ・地区計画等 | → ☐ 区域外 | ・ ☐ 区域内 | } → 区域内の場合は「居住環境への配慮基準適合確認書」の添付が必要です。 |
| ・景観計画 | → ☐ 区域外 | ・ ☐ 区域内 | |
| ・都市計画施設等 | → ☐ 区域外 | ・ ☐ 区域内 | |

＜自然災害配慮基準について＞

- ・地すべり防止区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当^{※3}）
 ・急傾斜地崩壊危険区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当^{※3}）
 ・土砂災害特別警戒区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当^{※3}）
 ・災害危険区域 → ☐ 非該当 ・ ☐ 該当（☐ ただし書きに該当^{※3}）

※1 耐震改修や断熱改修等の長期使用構造に係る工事のように建築基準法上の増改築にあたらないものも含まれます。

※2 認定申請時点の基準が適用されます。申請する住宅の位置についてチェックして下さい。

※3 自然災害配慮基準に関する取扱い（令和4年1月28日）第2条ただし書きの場合で、区域指定者によって区域解除が決定されている又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合のみチェックすること。なお、その場合は関係資料の添付が必要です。

《新規認定申請の場合》

- ☐ 事前審査なし〈戸建て住宅の場合：129,860円〉
☐ 事前審査あり【品確法第6条の2に規定する確認書又は住宅性能評価書^{※1}添付】〈戸建て住宅の場合：22,150円〉

※1 住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限りです。

〔確認事項〕

よくある添付漏れ事項をご確認ください。（該当しない場合はチェック不要）

- ☐ 居住環境への配慮基準適合確認書の添付
☐ 設計内容説明書（建築基準法への適合について建築士の確認をうけたもの）の添付

《変更又は承認認定申請の場合》

- ☐ 計画の変更（法第8条第1項申請）〈確認書添付の戸建て住宅の場合：22,150円〉
☐ 譲受人の決定（法第9条第1項又は第3項申請）〈6,740円〉
☐ 地位の承継承認（法第10条申請）〈6,740円〉

連絡先（名刺可）

住 所：

氏 名：

T E L：

F A X：

※委任状等、他に記載がある場合は省略も可です。

所要手数料納付済証添付欄

※原本貼付が必要です※